

農林水產省独立行政法人評価有識者会議
農業者年金基金部会

農林水產省經營局經營政策課

独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会

日時：令和7年7月23日（水）

会場：農林水産省経営局第A、B会議室

（本007、009）

時間：14：59～17：29

（Web会議併用）

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1） 独立行政法人農業者年金基金からのヒアリング

- ・令和6年度業務実績等について基金からの報告
- ・質疑応答

（2） 主務大臣の評価について

- ・令和6年度業務実績に係る評価書（案）について主務省からの説明
- ・質疑応答

（3） その他

3. 閉会

午後2時59分 開会

○佐田係員 ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を開催させていただきます。

まず初めに、本日の議事進行をさせていただきます農林水産省経営局経営政策課税制・年金グループの佐田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

委員の先生方、農業者年金基金の役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、対面での出席のほか、ウェブ会議での出席を併用した開催となります。

議事進行についてですが、ウェブ会議で御出席されている皆様におかれましては、御自身が発言される場合以外はマイクをオフにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配付させていただきました出席者名簿のとおりとなります。

農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領の別紙の農林水産省独立行政法人評価有識者会議についての第6-7におきまして、出席委員の定足数は過半数とされているところであります、本日は委員4名の方全員御出席を頂いておりますので、本日の有識者会議は有効となります。

それでは、本日の出席者を御紹介させていただきます。

まず、4名の委員の皆様でございます。出席者名簿の順に御紹介いたします。

まず最初に、大野委員でございます。

○大野委員 大野です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 次に、金井委員でございます。

○金井委員 金井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐田係員 次に、西川委員でございます。

○西川委員 西川です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 そして、中尾委員でございます。

○中尾委員 中尾です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 続きまして、農業者年金基金の役員を御紹介いたします。

最初に、黒田理事長でございます。

○黒田理事長 黒田です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 次に、永井理事でございます。

○永井理事 永井です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 次に、山村理事でございます。

○山村理事 山村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐田係員 次に、坂本監事でございます。

○坂本監事 坂本です。よろしくお願ひいたします。

○佐田係員 そして、小林監事でございます。

○小林監事 小林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐田係員 そのほかの出席者の方につきましては、お配りしております出席者名簿にて御確認ください。

それでは、議事に入る前に、上野経営政策課長から一言御挨拶申し上げます。

上野課長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○上野課長 経営局経営政策課長の上野でございます。

本日は大変お忙しい中、独立行政法人評価有識者会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。冒頭一言、御挨拶申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図り、農業者の確保に資することを目的とした政策年金でございます。

本年4月に、策定されました新たな食料・農業・農村基本計画におきましても、家族経営等の活性化を通じ、将来の担い手を育成、確保するための手段の一つとして農業者年金が位置付けられ、若い世代の農業就業者の加入促進を図っていくことが大変重要でございます。

このため令和5年度からの農業者年金基金第5期中期目標では令和9年度末までの5年間に、20歳以上39歳以下の若い新規加入者を5,500人以上確保すること、また、女性の新規加入者を3,400人以上確保することを目標として定めたところでございます。令和6年度の年度計画の中でも年金制度にとって大変重要な年金資産の安全かつ効率的な運用に加えまして、若い農業者や女性農業者の加入拡大の取組について注力していただいたものと承知しております。

今回の有識者会議におきましては、第5期中期目標期間の2年度目の取組となる令和6年度の業務実績評価につきまして、御審議いただくこととなってお

ります。

御審議いただきました内容につきましては、今後の中期目標期間での取組を進めていく上でも引き継がれていくこととなりますので、委員の皆様の忌憚のない御意見を賜りたく本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○佐田係員 ありがとうございます。

上野課長におかれましては、業務の関係上、ここで退席させていただきます。それでは、議事を再開いたします。

本日の資料については、配付資料一覧のとおり、資料1と資料2、参考資料の3点となっております。欠落等はございませんでしょうか。いま一度御確認をお願いいたします。

本日の進行について御説明いたします。

最初に、農業者年金基金からヒアリングを行います。年金基金から令和6年度業務実績の報告を頂き、その後、報告に対する質疑応答とさせていただきます。10分ほど休憩を頂いた後、令和6年度業務実績に係る主務省評価案を御説明いたします。その後、主務省評価案に対する質疑応答とさせていただきます。

なお、本日御議論いただいた内容につきましては、速記により記録し、後日、議事録として公表させていただくことになりますので、あらかじめ御了承願います。

早速ではございますが、議事次第に従い進行させていただきます。

初めに、令和6年度業務実績の報告について、農業者年金基金から御説明をお願いいたします。

○岡崎室長 企画調整室長の岡崎です。よろしくお願ひいたします。

当基金の自己評価について、時間が限られていますので、A評定以上の箇所を中心に説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

それでは、報告書の7ページ目を御覧ください。

左上ですけれども、中期目標の第3、中期計画及び年度計画の第1、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置についてです。

右にございますとおり自己評価としてはA評価としています。

また、内訳といたしましては、後ほど一つずつ御説明いたしますけれども、
1 の農業者年金事業は B 評価。2 の年金資産の安全かつ効率的な運用は A 評価。
3 の農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実は A 評価。4 の加入者等に
対して提供するサービスの向上は B 評価となっています。

同じ 7 ページで、ここからは 1 の農業者年金事業で、自己評価は B 評価とし
ています。

まず、左にございますとおり（1）被保険者資格の適用及び収納関係業務の
うち、ア、迅速かつ適正な事務処理ですが、これは自己評価のところに書いて
ございますとおり、令和 6 年 8 月処理分及び令和 7 年 2 月処理分のいずれも標準
処理期間内処理の割合が 100% となるなど、計画どおりのため、b 評定とし
ているところでございます。

次に、8 ページ目から 9 ページ目にかけて、イの被保険者資格の適切な管理
でございますけれども、これも自己評価のところを見ていただくと分かります
とおり、不整合者の占める割合が年度計画の目標である 0.6% 以下を下回り、
かつ前中期目標期間の平均値 0.58% も下回る 0.55% となったことから計画どお
りのため b 評定とさせていただいております。

次に、10 ページを御覧ください。

左の方にございますとおり、ウの保険料収納業務の円滑な実施ですが、これ
も事業評価のところに書かせていただきましたけれども計画に沿って JA に対
し振替不能者への対応依頼を行ったことなどから、b 評定とさせていただいて
ございます。

次に、11 ページで、これも左の方を御覧いただくと、エ、過大に納付された
保険料の迅速かつ確実な還付ですが、ここも自己評価のところに書かせていた
だいていますとおり、計画に沿って速やかな対応を行ったことから、b 評定とし
ているところでございます。

続きまして、12 ページ目で、左上でございますけれども、（2）の年金等の
給付業務のうち、アの迅速かつ適正な事務処理ですが、ここも自己評価のところ
に書かせていただいているとおり、年金裁定請求書等の標準処理期間内処理
の割合が 99.56% となるなど計画どおりのため、b 評定とさせていただいたと
ころでございます。

次に、13ページ目から14ページにかけて、13ページ目の上の方にございますイの年金等の受給漏れの防止ですが、これも自己評価のところに書かせていただいているとおり計画に沿って、速やかな裁定請求書の提出の働きかけなどを行ったことから、b評定とさせていただいてございます。

次に、14ページ目から15ページ目にかけて、14ページ目の下にございますウ、受給資格のある者への適切な年金給付でございますけれども、これについても自己評価のところに書かせていただいているとおり、計画に沿って現況届の送付による受給資格の確認など、適切な年金給付に努めたことから、b評定とさせていただいているところでございます。

次に、16ページ目でございます。

左上に書いてございますとおり、エの源泉徴収事務の適切な実施ですが、ここも自己評価のところに書かせていただいているとおり、計画に沿って該当者へ扶養親族等申告書等を送付し、適切に処理を行ったことから、b評定とさせていただいているというところでございます。

続きまして、18ページ目を御覧ください。

左上でございますけれども、ここからは2の年金資産の安全かつ効率的な運用でございまして、自己評価は右上にございますとおりA評価とさせていただいてございます。

まず、同じページですけれども、左にございます（1）基本方針に基づく安全かつ効率的な運用については、自己評価のところに書かせていただいているとおりa評定とさせていただいてございます。

これは自己評価のところにも書かせていただいておりますとおり、これは運用基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行い、また国内債券のうち、自家運用部分については、令和7年度から地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入対象とする発行体の拡充を行いました。

これらのことから十分な取組を行ったとして、a評定とさせていただいているところでございます。

続きまして、19ページで左にございますけれども、（2）資金運用委員会等によるモニタリングですが、ここも自己評価のところに書かせていただいているとおり、計画に沿って資金運用委員会等において、運用状況及び運用結果の

評価・分析等を行ったことから、 b 評定とさせていただいているところでございます。

次に、19ページから20ページにかけて、19ページ目の下のところにございます（3）政策アセットミクスの検証・見直しですが、これも自己評価のところに書かせていただいているとおり、計画に沿って政策アセットミクスの変更や検証を行ったことから、 b 評定とさせていただいているところでございます。

続きまして20ページ目で、これも左にございます（4）運用の透明性の確保ですが、これも自己評価のところに書かせていただいてございますけれども、計画に沿って加入者等に対して、運用結果を通知するなど運用の透明性を図ったことから、 b 評定とさせていただいているところでございます。

次に、21ページ目で、ここは左にございます（5）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G を考慮した投資についてでございますけれども、これは自己評価のところに書かせていただいているとおり、 a 評定とさせていただいているところでございます。

ここも自己評価のところに書かせていただいておりますけれども、基金及び運用受託機関において、スチュワードシップ活動を実施するとともに、その活動について、株主議決権行使の結果を含めホームページで公表しました。

また、国内債券の自家運用において、 E S G 債の購入及び投資表明を行うとともに、令和7年度からは先ほども御説明いたしましたけれども、地方債、財投機関債等について、発行体の拡充を行い、更にアセットオーナー・プリンシブルの受入れを表明しました。

こうしたことからこういった様々な取組を行ったことから、 a 評定が妥当ではないかというふうに考えているというところでございます。

次に、23ページから24ページ目を御覧ください。

左上にございますとおり、ここからは3の農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実でございます。右上にありますとおり自己評価はA評価とさせていただいているところでございます。

同じページでございますけれども、左下にございますとおり、まず（1）の若い農業者の加入の拡大については、 a 評定とさせていただいております。これは自己評価のところにも書かせていただいておりますけれども、令和6年度

の若い農業者の新規加入者数が、前年度実績を上回る1,286人となり、またその令和6年度末までに5,500人以上を確保する目標に対して、約45%の進捗率となってございます。

したがいまして、加入推進活動に係る新たな取組を踏まえて目標を上回る成果があったというふうに考えてございますので、A評定ということにさせていただいているところでございます。

続きまして、25ページ目から26ページ目にかけて、25ページの左下でございますけれども、（2）の女性農業者の加入拡大についてはa評定とさせていただいてございます。これは自己評価のところにも書かせていただいてございますけれども、令和6年度の女性の新規加入者数が前年度実績を上回る831人となり、また令和9年度末までに3,400人以上を確保する目標に対して、これも約45%の進捗率となったところでございます。

したがいまして、加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があったと考えて、a評定とさせていただいているというところでございます。

続きまして、27ページ目から28ページ目を御覧ください。

左上にございますとおり、（3）加入推進活動の実施については、自己評価のところにございますとおり、a評定とさせていただいてございます。

これは取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めたことに加え、自己評価のところでも、アからエまで書かせていただいておりますけれども、まずアとして、若い農業者や女性農業者に対して、重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針の作成、周知を行うとともに、イ、加入推進特別研修会ではウェブ併用のハイブリッド方式の導入、制度説明用の動画等の視聴の実施を行い、ウ、「加入推進ニュース」の発行により、全体、若い農業者、女性の3区分について、都道府県ごとの目標数に対する達成率を提供、ブロック会議において優良な取組について共有の実施を行い、そして令和6年度に指定した各特別対策地域について、現地での意見交換会やフォローアップの実施を行うなど、様々な取組を行ったところでございます。

このように、加入推進活動が十分に行われ、若い農業者及び女性農業者の加入の増加につながったところからa評価とさせていただいているというところ

でございます。

続きまして、次に29ページ目で、左の真ん中にございます（4）加入者に係るデータ収集・分析ですが、これは自己評価のところに書かせていただいているとおり、計画に沿って新規加入者アンケート調査の結果等の検証を行ったことなどから、b評定とさせていただいているというところでございます。

続きまして、同じ29ページから31ページにかけて、ここは29ページの下のところに書いてございます（5）ホームページ等による情報提供については、自己評価欄にありますとおり、a評定とさせていただいてございます。

これは、インターネット等を活用して、これも主に30ページ目のアからエとして書いてございますけれども、まずアとして、若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等の作成、情報発信を行うとともに、イ、ホームページのセキュリティ、使いやすさの維持・向上を行い、ウ、令和6年度は全国酪農業協同組合連合会、日本政策金融公庫、あと金融関係団体等と連携したPR活動を行うなど、様々な取組を行ったところでございます。

このように様々な手法で情報発信を行い、新規加入者が前年度を上回る成果があったことから、a評定とさせていただいているというところでございます。

続きまして、32ページ目から33ページ目を御覧ください。

左にありますとおり、ここからは4の加入者等に対して提供するサービスの向上のところでございます。右にございますとおり自己評価はB評価とさせていただいているございます。

同じページで、まず左に戻って、（1）年金額の見える化の推進でございますけれども、これについては自己評価のところにございますとおり計画に沿って年金シミュレーションの活用についてパンフレット等による情報提供等を行ったことから、b評定とさせていただいているところでございます。

続きまして、33ページ目の真ん中辺りの（2）手続のオンライン化等でございますけれども、これも自己評価のところに書かせていただいているとおり、その実現に向けて解決すべき課題や業務手順等の検討を着実に進めたことから、b評定とさせていただいているところでございます。

次に、34ページ目で、（3）年金相談ですが、これは計画に沿って令和6年度は農業者からの相談に年4,622件対応したことから、b評定と考えていると

ところでございます。

続きまして、35ページ目を御覧ください。

左上の中期目標第4、中期計画及び年度計画の第2、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてです。自己評価としてはB評価とさせていただいているということでございます。

内訳については順次御説明させていただきます。

同じページの35ページ目で、ここからは（1）の業務改善の推進で、自己評価はB評価としています。

まず、（1）の事務の簡素化・効率化については、a評定と考えてございます。

これはオンラインセミナーを開催し、また付利通知の経費を抑制したことから十分な取組を行ったとして、A評定と考えているところでございます。

次に、36ページ目から37ページ目にかけて、（2）農業者年金記録管理システムですが、これは計画に沿って、各種取組により令和6年度のシステムを利用した届出書等の作成割合が前年度よりも上回ったことから、b評定と考えているというところでございます。

次に、37ページ目でございます。

（3）デジタル化の進捗に合わせた諸規程等の見直しですが、計画に沿ってJ-LISの生存情報を活用した現況届の一部省略に向けて関係規程等の見直しを検討したことから、b評定と考えているところでございます。

38ページ目を御覧ください。

ここからは、2の手続・業務のデジタル化の推進等で、自己評価はB評価としています。

まず、（1）事務手続・事務処理のデジタル化ですが、計画に沿ってデジタル化の推進のため業務フローの検討等を行ったことから、b評定と考えているというところでございます。

次に、38ページ目から39ページ目にかけて、プログラム言語COBOLの状況も踏まえた農業者年金記録管理システムですが、計画に沿って将来のクラウド化を視野に検討を進め、課題を整理したことからb評定と考えているところでございます。

次に、39ページ目、（3）所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金受給者への対応ですが、これは計画に沿って源泉徴収事務のシステム化については農業者年金記録の管理システムの改修に係る予算要求を行ったことなどから、b評定と考えているところでございます。

39ページ目から41ページ目にかけて、（4）情報システムの整備における緊急度を踏まえた改修ですが、これは計画に沿って、特に事務所移転に伴うシステム移設については、通常業務を行いながらシステム移設に取り組み、移転先でシステムを無事に稼働させることができたことなどから、b評定と考えています。

次に、42ページから43ページ目を御覧ください。

ここからは、3、運営経費の抑制で、自己評価はB評価としているところでございます。

まず、（1）一般管理費及び業務経費の削減ですが、これは計画どおりのため、b評定と考えています。

次に、44ページを御覧ください。

（2）給与水準の適正化ですが、これも計画どおりのため、b評定と考えてございます。

次に、45ページ目から46ページ目を御覧ください。

ここからは左にございますとおり、4の調達の合理化ですが、これも計画どおりのため、B評価とさせていただいているというところでございます。

47ページ目から48ページ目を御覧ください。

ここからは、5の組織体制の整備等で、自己評価はB評価とさせていただいてございます。

同じページで、まず（1）組織体制の整備でございますけれども、これについては計画どおりのため、b評定と考えているというところでございます。

次に、49ページ目の（2）働き方改革の推進ですが、これも計画どおりのため、b評定と考えているところでございます。

同じ49ページ目で、（3）情報システムの整備及び管理のための体制整備についてですけれども、これについても計画どおりのため、b評定と考えているということでございます。

次に、51ページを御覧ください。

左上にございますとおり、中期目標の第5、中期計画及び年度計画の第3、財務内容の改善に関する事項についてです。

右にございますとおり自己評価としては、B評価とさせていただいているところでございます。

その内訳でございますけれども、まず同じページの1、業務の効率化を反映した予算の策定と遵守、そして下に書いてございます2の決算情報・セグメント情報の開示、そして52ページに飛んでいただいて、3の業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施、4、貸付金債権等の適切な管理等、そして53ページに飛んでいただきまして、5、長期借入金の適切な実施、6、将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検についてはそれぞれ書かせていただいてございますけれども、計画どおりに行ってきましたと我々としては考えてございますので、b評定とさせていただいているところでございます。

続きまして、54ページ目を御覧ください。

左にございますとおり、中期計画及び年度計画の第4、予算、収支計画及び資金計画でございます。自己評価としては右にございますとおり、B評価とさせていただいているございます。

そして、内容でございますけれども、これは自己評価のところに書かせていただいているとおり、効率化除外経費等を除く一般管理費、そして効率化除外経費等を除く業務経費については、それぞれ前年度比で5%以上、ないしは3%以上の削減を行うという計画を立てているところでございますけれども、それぞれマイナス5.0%、マイナス3.0%の予算を策定できたというふうに考えているということでございます。

そして、55ページ目にも書かせていただいているとおり、資金配分についても予算、収支計画、資金計画に基づいて行ったところでございますので、このようなところから、各取組については計画どおりのため、b評定とさせていただいているというところでございます。

次に、56ページ目を御覧ください。

中期計画及び年度計画の第5、短期借入金については実績がなかったため評価外とさせていただいているところでございます。

57ページ目で、中期目標、中期計画及び年度計画の7、不要財産の処分については、これは自己評価のところに書かせていただいてございますけれども、計画に沿って事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫納付の方法及び時期について主務省との調整を適切に行ったところから、b評定とさせていただいているところでございます。

58ページ目を御覧ください。

中期計画及び年度計画の第6、その他主務省令で定める業務に関する事項については、自己評価としてB評価とさせていただいているところでございます。

同じ58ページ目で、中期計画及び年度計画の1、職員の人事に関する計画については、右にございますとおりB評価とさせていただいてございます。

そして、同じページの（1）方針、そして59ページ目で（2）人員に関する指標については、これも計画どおり進んできたと考えてございますので、b評定とさせていただいているところでございます。

次に、60ページ目で、左にございます中期計画及び年度計画の2、積立金の処分に関する事項については、自己評価のところに書かせていただいているとおり、事務所移転に伴い返還された敷金については適切に充当したことから、B評価とさせていただいているというところでございます。

続きまして、62ページを御覧ください。

左にございます中期目標1、中期計画及び年度計画3、内部統制の充実・強化についてはB評価とさせていただいてございます。

次の63ページにその内訳として、（1）経営管理会議による内部統制の充実・強化、（2）コンプライアンスの推進、そして64ページ目に、リスク管理の徹底について書かせていただいてございますけれども、これについても計画どおり進捗していったというふうに考えてございますので、b評定とさせていただいているというところでございます。

次に、65ページで左上でございますけれども、中期目標の2、中期計画及び年度計画の4、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底については右にございますとおり、B評価とさせていただいてございます。

内訳といったしましては、同じページの（1）情報セキュリティ対策の推進、そして66ページ目の下にございます（2）個人情報保護の対策の推進、そして

67ページ目に飛んでいただきまして、下にございます（3）研修等の実施について、これについても計画どおり進んできたというふうに考えてございますので、b評定とさせていただいているというところでございます。

続きまして、69ページ目でございます。

左にございます中期目標の3、中期計画及び年度計画の5、情報公開の推進・適切な文書管理については右にございますB評価とさせていただいてございます。

内訳としましては、同じページにあります（1）情報公開、そして70ページにございます（2）文書管理についても、計画どおりしっかり行ったというふうに考えてございますので、b評定とさせていただいてございます。

71ページ目が中期目標4、中期計画及び年度計画の6、適正な監査の実施等についてでございますけれども、これについても計画どおりのため、B評価とさせていただいているというところでございます。

そして、次に、72ページ目でございますけれども、この左にございます中期目標5、中期計画及び年度計画の7、業務運営能力の向上等については、右にございますとおり、B評価とさせていただいてございまして、その内訳としましては、同じページの（1）研修の充実、そして74ページ目に飛んでいただきまして、（2）委託業務の質の向上についても計画どおり行ってきたというふうに考えてございますので、b評定とさせていただいているところでございます。

そして、長くなりますが、最後でございます。

次に、75ページ目で、中期目標の6、中期計画及び年度計画の8、温室効果ガスの排出の削減については、これも計画どおりのためB評価とさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、ちょっと駆け足で御説明させていただきましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○佐田係員 ありがとうございました。

御報告いただいた令和6年度の業務実績に係る自己評価につきまして、監事から御意見等がございましたらお願いします。

まず、坂本監事、いかがでしょうか。

○坂本監事 特段ございません。

○佐田係員 ありがとうございます。

続きまして、小林監事、いかがでしょうか。

○小林監事 特にございません。

○佐田係員 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました令和6年度業務実績につきまして、質疑応答を行います。

なお、委員からの質問等に年金基金から回答する際には、お手数ですが最初に回答者の役職とお名前を発言の上、御回答いただきますようお願ひいたします。

御質問等の順番につきましては、委員のどなたからでも構いません。挙手していただき、事務局から指名いたしますので、指名いたしましたら御質問等をよろしくお願ひいたします。

では、大野委員、お願ひいたします。

○大野委員 大野です。御説明いただきましてありがとうございます。

何点か御質問させていただきたいと思います。

農業者人口が減少しているという非常に厳しい中で、加入促進に注力され、実際に実績も上げられたということで、素晴らしい成果を上げられたと考えております。

とりわけ若い農業者、若しくは女性農業者の加入推進に注力されて目標を大幅に上回る実績も上げられていたとのご説明をいただきました。加入推進について、例えば若い農業者の加入拡大、女性農業者の加入拡大に関する項目をa評価とされていますが、私の個人的な考えですけれども、s評価でもよろしいのではないか、それだけの実績を上げられたのではないかと思っております。とくに、女性農業者の加入につきましては、数字による実績も120%を超えています。プラスアルファをどう評価するのかという問題はありますが、様々な施策を総動員して取り組まれたということですので、特に（2）の女性農業者の加入の拡大については、s評価もあり得るのではないかと思いました。

一方で、a評価が付けられている他の項目について、a評価でよろしいのか、少し疑問に思った項目もございますので、それにつきまして意見を申し上げた

いと思います。

主には資産運用についてですが、（1）の基本方針に基づく安全かつ効率的な運用という項目がA評価とされております。そしてこのA評価の根拠が恐らく債券種別の保有上限額を撤廃されたという取組、これをもってA評価とされたものと思いましたが、運用面に関して見ますと、四つのアセットクラスのうち、ベンチマーク収益率を上回ったのが一つのみで、それ以外はベンチマーク収益率を下回っております。

複合ベンチマークに対する結果はこの資料には掲載されていませんので資産全体としての実績はわかりませが、運用実績を相殺するほどのものとして債券種別の上限撤廃という対応を評価できるのかがよく分かりませんでした。この項目はaではなくb評価に該当するのではないかと思いました。

それで、超過収益率がマイナスとのことですが、運用受託機関の管理、ファンドの見直し、入替えなどをどのようにされていらっしゃるのか、もし可能でしたら伺えればと思います。それが1点です。

次が（3）の政策アセットミックスの検証・見直しについてです。これは逆に大きな施策と言えるのではないかと思うんですけども、こちらはb評価とされています。見直しの手続は令和5年度に既に行われて、令和6年度は令和5年度の見直し作業に基づいて新しい政策ポートフォリオで運営していくという段階に入っているということでb評価と判断されたのか伺えればと思います。

3点目が（5）についてで、これもa評価とされています。a評価の根拠がアセットオーナー・プリンシブルの検討、受け入れ表明ではないかと思いましたが、たしかにアセットオーナー・プリンシブルの策定にかなりの時間を費やされたものだと思いますが、この点について、どのような工夫をされたのか、もう少し伺いたいと思いました。

また、ESG債を購入されたとのことですが、東日本高速道路株式会社社債を選択された根拠につきましても御説明いただければと思います。まだほかに何点があるんですが、取りあえず私の質問はここまでとさせていただきます。

○黒田理事長 理事長の黒田でございます。

加入推進のところ、特に女性の加入推進については、120%ということでS

もあり得るのではないかという御評価をいただきまして誠にありがとうございます。そこは主務大臣の評価の中でどう見ていただくかというところがあろうかと思います。私どもの方では自己評価としてa評価として上げさせていただきました。

加入推進については、ここ数年、コロナの影響もありまして、かなり戸別訪問を主力とした活動というのが制約を受けてきた中で、新規加入者の数が6年連続マイナスで推移してきました。その中で、令和6年度は7年ぶりにプラスに転じたということで、我々としても大変頑張った成果が出たなというふうには思っているところです。

ただ、まだ5年分の2年目というところでありますので、ここでs評価というのは我々自身としては少し時期尚早かなという、そういう思いもございました。ただ、a評価は胸を張ってできるのではないかということで、自己評価をさせていただいたというところでございます。

効率的な運用のところですけれども、運用面では御指摘いただいたとおり、地方債、財投債の限度額の見直しを行ったというところがございます。自家運用の位置付けというのも我々のポートフォリオ、アセットの中では特にこういう相場変動が激しい中では、重要なポジションだと思っておりました。その中でトータルの地方債なり財投債の上限を従来設定していた中で、なかなか制約があり、そういう中ではESG債の購入の選択肢というのもほほないような状態になってしまい、そういう状況も諸々勘案して債権種別毎の限度額を撤廃したというところは我々としても大きな決断であったというところもあって、プラスの評価をさせていただいている。

四つのアセットで、ベンチマークを上回ったのが一つということではありますけれども、残りの三つ、わずかに下回っている部分と一つは外国株式が0.1下回っているというところがあるんですが、外国株式については我々のパフォーマンスは税引き後で算出していくまて、ベンチマークは税引き前で算出されているという、そういう大きな税要因もありまして、そこはマイナス0.1という形になっています。

そこを考慮すると、4分の1ではありますけれども、2勝2敗程度のところかと、そういう感じもしております。ちょっと誤っていたら訂正していただけ

ればと思います。

運用管理機関に対する管理の在り方については、四半期に1回は必ず実績の報告を頂いて、そこではコンサルタントも同席しながらこの実績の中身についての検証も進めさせていただいているとして、この中で我々として課題意識を持つような点があれば指摘をして意見交換を行うというような形で進めさせていただいている。

運営管理機関のスチュワードシップ活動についても一緒に意見交換をさせていただいているという形で対応しているというところでございます。

アセットの見直し（3）のところは、大野委員に御指摘していただいたとおり、実際にアセットの変更の協議を行って決定したのは令和5年度中でございまして、それに基づいてスタートしていたということですので、ここではアセットの見直しについて取り立ててa評価ということにはしていないということです。

あとアセットオーナー・プリンシブルのところについては、どんな工夫をしたかというところでありますけれども、アセットオーナー・プリンシブルもその原則とそれに付随するいろいろな記述を踏まえると、かなりレベルの高い部分もございます。そこは我々の所帯としては小さな所帯で運用部隊も運営をしていますけれども、その中で身の丈に合った形で、アセットオーナー・プリンシブルをしっかりと宣言していくこうということで、そういう観点も含めてそれぞれ五つの原則について検証して実際に世の中に発信するとした場合、農業者年金基金らしい発信の仕方はどういうものかというところを考えながら整理をさせていただいて、その内容については資金運用委員会という専門家の委員会の皆さんにも個別にも意見を聞きながら、最終的には委員会の場でも御了承を頂いて発信をしたという流れになっています。

E S G 債、東日本高速道路社債の購入に至った背景については担当から……。
○佐々木部長 資金部長の佐々木でございます。

実際に購入したのが昨年7月でございます。7月25日にこちら東日本高速道路株式会社の社債を購入したことにつきまして、ホームページで公表させていただいております。

その際の購入に当たっての経緯なんですが、基本的には当然証券会社等から

こういった銘柄がありますとお話を頂いた上で、我々の方で条件として合致するかということを判断した上で購入させていただいたんですが、こちらの東日本高速道路株式会社につきましては、ソーシャルボンドということで、いわゆる ESG のラベルを取得されているということ。それから、本債券の発行による調達資金の使途は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他管理を効率的に行うことによって、道路交通の円滑化を図るためということで、SDGs の達成とともに、国民経済の健全な発展と国民生活の向上への貢献が期待されるということ、そういったものに対して、投資することによって我々の加入者の皆様の老後の生活の安定であるとか、福祉の向上、更には農業の持続的な発展に資するのではないかということで購入対象として選択させていただいたというところでございます。

○永井理事 若干補足させていただいてよろしいでしょうか。

まず、資産運用の最初のところの基本方針に基づく安全かつ効率的な運用の a 評定とした理由のところについて補足させていただきますと、ここで書いてございますように、まず国内債券のうち自家運用部分について令和 7 年度から地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃するとともに、購入対象とする発行体の拡充を行うこととしたというところでありますけれども、その後、令和 7 年 4 月には「被保険者ポートフォリオの自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正して、令和 7 年 4 月、5 月、6 月の被保険者ポートフォリオの自家運用における国内債券の購入において、改正前であれば購入できなかつた地方債及び財投機関債等の購入を行ったというようなところが一つでございます。

それから、ベンチマークの収益率との関係ですけれども、我々の運用の考え方として基本的にベンチマークに合わせた運用をお願いしているというようなことかなと思っておりまして、そういった意味では今回の乖離幅というのはそう大きくはないのかなと認識しているところでございます。

政策アセットミックスの変更の関係でも若干補足させていただきますと、手続自体は 5 年度だったのですけれども、実際の政策アセットミックスの資産の入替えというのは 6 年度初めに行っていました。

アセットオーナー・プリンシブルの関係でございますけれども、その受入れ

の旨の表明を行ったところでございますけれども、具体的な取組として、特にアセットオーナー・プリンシブルの原則2の関係でありますと、専門人材の確保、育成ということについても記載をさせていただいているところでございます。

基金として令和6年度より資金運用系職員として人材の確保、育成の取組を始めておりまして、従来は資金部職員を対象としていた年金資産の運用等の専門的知識の修得を図るための研修について、資金運用系職員については長期的な視点で育成を図る必要があり、資金部以外での異動時であっても対象とするよう、令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年3月作成の令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けたということがございます。

令和7年7月には資金運用系職員を中心に他の機関との交流を行ったということがございます。

また、原則4との関係でございますけれども、ステークホルダーへの情報提供につきまして、年金資産の運用成績等について四半期ごとに基金のホームページで公表しているところでありますけれども、より分かりやすいものとなるよう検討を行っているところでございます。

アセットオーナー・プリンシブルの受入れを機に、基金の業務についても改めてより良いものになるよう取り組んでいるところでございます。

○大野委員 ありがとうございます。

資産運用、基本的にはパッシブ運用で、アクティブ運用は試されていないということで、ベンチマーク並みの収益率を確保できるような資産内容であり、確かに乖離幅はそれほど大きくはないかと思いますが、それでもファンドの管理は重要なことであるかと思いますので、そちらは引き続きお願ひしたいと思います。

それで、60ページなどで、今、おっしゃっておられた専門人材の研修、育成に関する記述がございます。IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても研修を受けられるようにすることですが、確かにこうした措置を行っていただくのは、専門人材の育成のために望ましいのかと思いますが、異動時であっても研修を受けられるということをあえて書かれていて、どうい

う意図でこのような記載をされたのか分からなかったので、差し支えない範囲でも結構ですので、御説明していただければと思います。

○永井理事 理事の永井ですけれども、そこについて資金運用系職員の関係で申し上げますと、まず資金部の職員については専門研修を受けることができるようになっていまして、資金部にいたときということになりますので、それに加えまして資金運用系職員であるのであれば、資金部にいなくても研修を受けることができるというような趣旨でございます。

○大野委員 資金運用部にいらっしゃる方はもちろん研修を受けられて、その他に資金運用部から異動された方もいらっしゃって、その方も研修を受けられたということでよろしいですか。

○永井理事 現状を申し上げますと、資金部にいた人が受けたということでございまして、今後の運用として、資金部にいなくても資金運用系職員であるのであればそういういった研修を受けることが可能になったということでございます。

○大野委員 資金運用部にいらっしゃる方も研修を受けられて……。

○永井理事 受けた実績はございます。

○大野委員 専門人材を増やしていくということも必要なことであり、その中には他部署に異動された方も専門人材に含まれていて、そういう方にも教育を施す必要があるということで研修を受けられたということでどうか。

○永井理事 今まで資金運用系職員という、そういう色がなかったわけでございまして、そうすると資金部に異動することもあるし、他の部に異動することもあるということでございます。ただ、専門人材の育成という観点から言うと、資金運用系職員という形で長い目で見て、資金運用関係の知見を有していただく、そういう人材を育てていくことが大事なのではないかという問題意識でございます。そういう意味で、資金運用系職員については資金部企画課を中心とした人事ローテーションを行い、また他部、他課での実務経験を通じた総合的な能力開発を図り、専門分野に係る知識修得及び能力の向上を図っていくというような取組を始めたということでございます。

○大野委員 私ばかり長くなつて申し訳ないですが、政策アセットミクスを決めた後も、決めて終わりではなく、今後、地政学リスクの勃発などにより、大きなマーケットの混乱が起こった場合に、政策アセットミクスが現行のままで

いいのかどうか、大きなイベントがあった場合の対策を取ること、責任を果たしていただく人材も必要になるかと思いますので、是非、資産運用に特化して、常時資産運用に携わっていただく人材の育成をお願いできればと思います。

以上です。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

金井委員、お願ひいたします。

○金井委員 私からは質問2点と感想を1点述べさせていただきます。

まず、13ページ、14ページの辺りに農業者年金基金の受給資格があるにもかかわらず手続を取られていない方、65歳を超えても裁判請求を行っていない方への御対応は書かれていますが、農業者年金基金は繰下げ受給という制度はない理解しているんですけども、75歳になれば自動的に受給が開始されるのでいいかなという考え方もあるかもしれないですけれども、他の年金制度のように繰り下げれば繰り下げるほど年金額が増えるわけではないので、その期間に年金をもらえないということはやはり受給者にとっては非常にマイナスだと思います。

それで、制度加入しているという事実を知らないとしか思えない、この八百何十名かの方に対しては、はがきを出したりいろいろな注意喚起をされているとは思うんですけども、なおかつ手続を取らないということは、そのはがきが認識されていないとかいろいろな御事情があるかもしれないで、今後、はがきを出す以外にどんなアクションを取る御予定か、あった方がいいと思うんですけども、そのことについて教えてください。それが1点目です。

2点目が一者応札に係るところで、45、46ページ辺り、この指標が競争性のない随意契約は目標が8件以内で、一者応札については目標が7件以内ということを達成できなかったので、Bという評価なんですが、まず競争性の随意契約というのは状況によって多々表れてくるもので、随意契約としての要件をクリアしていればそれはそれであるべきで、結構なことだと思うんですね。

ですから、減ればいいというものではなく適切に処理されているかどうかというのがむしろ問題かと思いますので、この数字目標についてはちょっと御一考していただいた方がいいのではないかと感じました。

そして、この一者応札の方ですけれども、10件ではあったけれどもやむを得

ないと思われるシステム関係、C O B O Lを使っているという特殊な状況で、これに対応してくれる業者が実質的にほとんどいないという状況で、一者応札となったという数件の事情があるので、これについても未達とは言いながらも、システム関係の案件、4件を減らすと6件になっていて、目標は達成されていると言えなくもないと思うので、ここの評価についてあと目標値の作り方については御一考いただければと、お考えをお聞きできればと思います。

最後に感想です。

48ページ、49ページ、ジェンダーギャップの話で、女性の課長さんが3割いらっしゃるということで、長年の育成だとかいろいろな努力の結果としてこのように他の省庁と比べても相当よいジェンダーギャップ指数かなと思いますので、それは大変評価に値すると思います。

ちなみに、ここ数年間3割なんですけれども、増えていく傾向などがありましたら教えてください。

以上です。

○山村理事 理事の山村です。

最初の御質問、75歳までということのお話ですが、記載のとおり6年度末時点でのいわゆる平成13年以前の旧制度で789人、現在の新制度では98人、こういった形でまだ受給が始まらない方がおられるという状況です。

先ほどのお話のとおり、そうした方々におはがきを送らせていただいているんですが、他方でそのはがきが届かずにいる状況もこれあるということがございまして、当然のことながら当時の住所のある受託機関の方に、この方の住所等が分かれれば是非御確認を頂きたいというような文書も出させていただいておりますし、当然これは受給するための制度でありますので、私どもとしては通知も発出させていただいて、こうした方々について、正直言うとなかなか一定の年齢を過ぎると、いわゆる施設等に入られる場合もあるので、実際問題それをどこまで追いかけられるかという課題も今後の課題かと思っておりますが、現状ででき得ることは可能な限り最善を尽くして対応させていただいているという状況でございます。

○黒田理事長 理事長の黒田ですけれども、1点だけ補足をさせていただきま

すと、農業者年金の制度は令和4年から年金の受給開始時期が本人が選択できるようになりますし、65歳以降75歳未満まで自分で、もっと先に受け取りたいということであれば裁判請求をしなければ受け取りを繰り延べすることができるようになりました。

ただ、国民年金とか厚生年金のような繰下げ制度ではなくて、その間はずつと通常の被保険者のポートフォリオの中で運用が続いているという形になります。なので、その期間も年金原資は基金の運用の実績に応じて増えていくという、そういう形になるというのが今の新しい制度についてです。

ですので、先ほどの山村の話の中で新制度で98人、65歳で請求していない人がいるというのは、本人の意思で請求していない人もその中には含まれている可能性もあるということをちょっと補足させていただきます。

○金井委員 年金資産の運用が長くなれば全体の資産も増えると思うんですけれども、個人の受給額にはやはり変化があるんですか。

○黒田理事長 年金原資は本人のひも付きになっていますので、例えば全体の運用の利回りが年間3%あれば、それに応じてその人の個人の年金の原資も増えていくという形になります。なので厚生年金みたいに月0.7%ずつ増えるとかそういう仕組みにはなっていませんけれども、実績に応じてという形になります。

○永井理事 理事の永井です。

あと2点について、私の方から御説明させていただきます。

一つは、一者応札と競争性のない随意契約の目標との関係でございます。これについて我々は主務省の方から中期目標を示されまして、それに対してどうやって目標を達成していくのかということで努力をしているというのが現状でございます。

実際にそういう目標があるので、「辞退届兼改善アンケート」を設け、そこでの改善意見等を基に、公告期間や履行期間の見直し、入札参加者の掘り起こし、応募要件の緩和、仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させるなどの取組をして、できるだけの努力をしてきているというのが現状でございます。

先生がおっしゃっていただいたように、次期中期目標とか中期計画の策定に

当たっては、こういった目標が妥当なのかどうかということについては、我々としても主務省と議論させていただければありがたいなというように思います。それから、もう一つ、女性の課長3割の関係でございます。

我々、規模が小さい法人であり、課長は7人ということになり、1人女性が減ると女性の割合が約14ポイント減少することになります。

令和6年度については7人のうち2人の課長が女性であったことから、約3割という説明をさせていただきましたが、残念ながら、令和5年度は3人であったということでございまして、5年度から6年度にかけては1人減少しているということでございます。

ただ、基金としては、男性女性が分け隔てなく業務を遂行し、また育児介護休業や短時間勤務等の制度を整備し、また一人、1月当たり超過勤務時間についても10時間未満、女性職員にとっても働きやすい職場環境になっているものとは考えています。

さらに、フレックスタイム制の導入について検討を進めるなど、引き続き職場環境の整備には取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○金井委員 ありがとうございます。

一者応札のところで辞退届にアンケートも入れたという、たしか去年からだったと思うんですけども、その成果を数字として表れていますし、今後も是非アンケートを続けていただき、その分析と対策も引き続きお願いしたいところです。効果が出ていますので。

私からは以上です。ありがとうございました。

○黒田理事長 すみません、ちょっと1点訂正がございます。

先ほど、65歳以降も年金裁定しなければ年金原資はひも付きで増えていくという話をしたときに、全体の運用実績がマイナスになったら減りますという話をしましたんですが、マイナスになったときは補填する仕組みがございまして、減るとは限らないのでちょっと先ほどの発言は訂正させていただきます。

○金井委員 承知しました。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

西川委員、お願いいいたします。

○西川委員 西川です。御報告、御丁寧にありがとうございました。2点ほど伺いたいと思います。

1点目が、29ページから30ページ目のホームページ等による情報の提供のところです。評定がaになっておりまして、そこをもう少し詳しく教えていただければと思います。

中期目標や年度計画等で目標が定められていて、それに対してこういったa評価ということだと思います。こちらの業務実績等を見ておりますと、例えばオンラインセミナー等、そういった点でbよりも上の付加的な評価になったのかなと思っております。そこら辺をもうちょっと詳しく、どういった点がa評価の付加的な部分になったのかという点を教えていただければというのが1点です。

それから、もう1点目が、42ページです。こちらは評価自体に私の方からは特に疑問ないのですが、1点事実を確認だけさせていただきたく存じます。こちらは5%対前年度比で予算を削減するということですが、そうすると中期計画、この5年間で例えば20%くらい積もり積もって削減になっていくということになり、業務的に大丈夫なのかなと少し心配だったのですが、そこら辺の考え方を教えていただければと思います。

以上です。

○山村理事 すみません、西川先生、最初の御質問をもう一回お願いします。

○西川委員 こちらa評価になっていると思うんですけども、29ページ、30ページです。

ホームページ等による情報の提供、a評価になっていると思うんですが、中期計画、年度計画、こちらの目標設定と照らし合わせて、どういったところがbよりも上のaの付加的な評価になった部分なのかという点を、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○山村理事 ホームページも情報発信ツールとして、我が基金としては大事なものだという認識をしておりますし、先程来から少し出ております農業者年金に加入した場合のシミュレーターというのがホームページに設置されていまして、特に女性の農業委員さんをはじめ、現場で加入推進していただいている方々には一番多く活用していただいているという認識でございます。

そのために逆にそういった場面で、例えばということで言いますと、JAのフレッシュミズの方ですとか、あるいは農業委員会の女性協議会の代表者の方ですとか、こういった方々に広域推進委員になっていただいて、理事長との対談なんかもホームページに全部載せるようにして、いわゆる女性の拡大、若者の拡大という観点から、できるだけそれに特化した形での情報発信をしていくことでございまして、ホームページも順次更新が進むという経過の中で、より多くの方に新しい情報として加入、あるいは農業者年金そのものに興味を持っていただく、こういう観点からのホームページの作成を進めておりまして、その意味からいたしますと、こうしたいろいろな団体、正直申し上げて新規就農セミナーというのもあるんですが、この方々はまだ就農する前の方々なんですけれども、こうしたところに私どもの職員が出向いて、そこで農業界には農業者年金というのがあるんだよということをお伝えしていく。

また、それをホームページでもバックアップしていく、と同時にこれを合わせてオンラインセミナーにつなげていくという仕組みで、できる限り考えられ得るものは全てきちんととした情報発信に努めて、その最大を現場の皆さんにお届けするものが現状ホームページになっているということで、今回a評価とさせていただいておりますし、これは今年度ということでございますが、6年度の評議員の皆さんから先ほどシミュレーターの話をいたしましたけれども、当初は1回設定だけだったんですけども、年齢が上がれば当然掛け金も上がるというお話を頂きまして、せめて当初の保険料から何年後には幾らに上げた、そういうシミュレーションができるよう、今年4月から開始させていただいて、またホームページ全体があまりにも情報が多くあり過ぎるので、分かりづらいという逆の御意見がありまして、本年度はこのホームページ全体の改修を進めていこうということで、これから業者の選定に入っていく予定にさせていただいているところであります。

○西川委員 令和6年度はホームページの改修や、シミュレーターの改修に結構力を入れられた、そういうことになりますか。

○山村理事 そうですね。

○西川委員 分かりました。ありがとうございます。

○永井理事 理事の永井です。2点目の関係でございます。

5%削減の関係でございますが、これについても主務省から中期目標で示されたということでございまして、我々としては努力してきているということでございます。

具体的に、例示させていただきますと、一般管理費の当初予算配分におきまして、各課、室の要望額のうち原則2割を保留して第3四半期の再配分においても所要額の精査を行って経費の抑制を図るということありますとか、令和6年度に発送しました被保険者等への付利通知につきまして、2次元コードの活用や紙面構成も工夫することで計量化を図るとともに、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関へ送付してきた約2,000通の通知をメールに変更し、郵便料及び委託費の抑制に資するなどの取組を進めてきているということでございます。

次期中期目標の計画に当たっては事業の実態等を踏まえた検討が必要になるのかなと思っているところでございます。

○西川委員 どうもありがとうございました。

○南里課長補佐 税制・年金グループ長の南里です。

5%の削減について、西川先生から御関心があると事前にお聞きしておりますので、一部が終わった後にこちらから御説明したいと思っております。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

中尾委員、お願いいいたします。

○中尾委員 中尾と申します。よろしくお願いいいたします。

私からは1点の御質問と1点の感想です。先ほど女性の話がありましたが、私は若者の加入の拡大がとても重要だと思っています。年金はなるべく早く加入するということが非常に重要なことです。その点で、若い方が減っている中で、加入が促進されているのはとても喜ばしいことだと思います。

ただ、気になるのが、業務実績と中期計画とか年度計画で書かれている内容です。若い農業者に重点を置いて拡大していくのに、分析をするのが性別ごとに書かれていて、実績では令和5年度のアンケート結果が載せられ、ここを読む限りではそれほど若い方に男女差があるとは読み取れない。立てられている計画目標と実績が少しずれているのではないでしょうか。

数値として十分達成していますので、評価が揺らぐということでは決してな

いんすすけれども、踏まえられているアンケート結果からすると、どのようにしていくのか、どこに狙いを定めて何をしたのかという点で曖昧かなと感じました。ただ、やられている内容はオンラインセミナーとかユーチューブ動画の配信で、特に若者に対して効果が出るよう、あるいは直接戸別訪問されたりとか、そういう点では非常に効果的な方法を取られていると感じます。

それから、それに少し関連した感想ですけれども、今度は受給者の方で考えてみると、恐らく今後もより一層単身の方が増えていくでしょうし、つながりがなくなっていくという感覚を持っています。

先ほども御指摘がありましたが、請求されていない方が数として出てきている状況ですと、何らかの対策をやはり考えておかなければならぬだろうと思います。

加入のときには戸別訪問をして顔の見える関係の中で推進されているようですが、受給の段階になるとその関係が途切れてしまっているのは非常にもったいないとお聞きしていて感じました。農業者委員会だったりJAだったり非常に身近で濃厚な形でコミュニティが築かれている印象を受けますので、特に高齢者で漏れてしまう方がいらっしゃるのはもったいない。例えば公的年金ですと、遅らせるのであれば遅らせるという申告をしていますので、据置きをしている方と忘れている方の区別が付くように、今後ますます単身者が増えていくとか、孤立される方が増えていくことを見据えて、何か対策を立てると良いのではないかと感想として思いました。

○山村理事 理事の山村です。

先ほど若い、どちらかといえば男性の方と女性との差があるのではないかというお話だったんですけども、現場の皆様方からよくあるお話なんすけれども、御夫婦だと御主人が加入して、奥さんが入ってないというパターンが大変多くて、ところが一方で、男性よりも女性の方が長生きするんですね。ということで言うと、例えば飽くまで分かりやすく言うと、旦那さんが保険料4万円で加入するといったときに、我々サイドから2万円ずつ御夫婦で入られたらどうですかというお話を今一生懸命してくださいというお話をしております。

それは逆の意味で言うと、男性の皆さんに効果がある言葉は、奥さんお一人

にされたときどうするんですかということをお話しさるんですけども、どちらかというと現場段階ではお父さんが入っていれば別にいいじゃないのという感覚がいまだに強いというところがありまして、女性という観点から申し上げますと、女性の拡大という意味は結局先ほどおっしゃった孤立ということで言うと、普通は旦那さんが先に亡くなっていくものですから、最後、奥様のところを手厚くしていく必要性があるのではないかという観点から、女性加入の拡大というところをやっておりまして、逆の意味で言いますと、お父さんが既に入っているところでも加入推進をしに行くという仕組みにしております。

もう一方で、若い方ですけれども、若い方でいいますと、ここは年金までの感覚がまだできていないというのが正直ございます。ただし、結果論からすれば先ほど先生がおっしゃったとおり、若いうちに入った方が当然これは最後にメリットを享受するわけで、そういう意味で言うと、最後は加入者の親御さんを通じて、後継者であられる方であれば、政策的にもいろいろなものがございますけれども、若い方に入っていただくというところがやはり一つ大事かなということで、最終的には御家族で最後御相談をされますけれども、一戸一戸の戸別訪問でそういう問題意識を是非御検討いただくというようなことで、我々としては取り組んでいる感じになっております。

二つ目の御意見の方は確かにそのとおりでありまして、実際に我々としてもこうした受給がきちんとできてないということがあつてはならないことありますので、一方でその方が存命かどうかということについてもいろいろと今のシステムを改修して可能な限り現場に余りお手数をかけない形で対応していくということで、本年度からそうした改修等の取組も進めていくということで、こうした全体の動きの中で、こうした方々が発生しないような対策を努めてまいりたいと思っております。

○佐田係員 そのほか御意見はございますでしょうか。

大野委員、お願ひいたします。

○大野委員 先ほど経費の件でご意見がありましたが、それに関連して伺えればと思います。一般管理費を対前年比で5%削減するという目標が掲げられているということですが、無駄な支出についてはもちろん削減する努力が求められるかと思いますが、必要な経費については適切に支出していく必要もあるか

と思います。

効率化除外経費等という項目が定められておりまして、5%削減から除外されるとのことですが、この中に入っているなければ対前年費5%削減の目標が課せられるということかと思います。ですので、効率化除外経費に含めるべき項目が他にないのかどうか、ご検討いただきたいと思います。

例えば、資産運用関係費用はこの除外項目の中に入っていますが、一般的には資産運用の残高に比例して経費がかかるかと思われます。加入推進をやっているというのは、運用資産を増やしていくことでもあるかと思いますので、資産運用関係の経費が除外項目の中に入っていないというのはそれと矛盾すると思います。

ですので、次期中期目標を立てられる際に、その辺りも再度ご検討をお願いしたいと思います。

○永井理事 理事の永井です。

まず、事実関係で申し上げさせていただきますと、運用受託機関に支払う受託手数料につきましては、農業者年金基金の一般管理費の効率化対象経費には含まれていないということになっていまして、その運用受託機関に支払う委託手数料につきましては、年金資産を運用している被保険者ポートフォリオの運用収入のところに計上してきているということになっていまして、その旨につきましては、毎年被保険者等に通知する付利通知においても記載を行ってきているということになりますので、そのところについては削減対象になっているわけではないということになります。

あと先生からおっしゃっていました次期中期目標、中期計画の策定に当たって一般管理費の効率化除外経費についての検討、これについては事業の実態等を踏まえて検討する必要があるものと認識しております。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

それではここで10分程度の休憩といたします。

今回、会議室に時計がございませんので、オンライン画面の時刻を目安として、16時50分を目安に再開とさせていただければと思います。

若干過ぎましても、皆様がそろってから再開とさせていただきます。よろし

くお願ひいたします。

午後 4 時 39 分 休憩

午後 4 時 50 分 再開

○佐田係員 皆様おそろいのようですので、議事を再開いたします。

続きまして、令和 6 年度業務実績の主務大臣評価書案について、経営政策課より御説明させていただきます。

なお、a 評定としたところなど、主な内容だけ御説明させていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

○北川専門官 経営局経営政策課の北川でございます。それでは、着席して御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

初めに、2 ページの総合評定でございます。全体の評定欄の評定及び評定に至った理由について、ここに記載のとおり、総合評定については「B：中期目標における初期の目標を達成していると認められる。」というふうにしたいと考えております。

評価に至った理由につきましては、項目別評定において、重要な業務 11 項目において、a 評定が 2 項目、b 評定が 9 項目というふうにありますけれども、大項目について見ますと、6 項目のうち困難度の高い若い農業者等の新規加入において目標を上回る成果が見られたことから A 評定とし、残り 5 項目を B 評定としました。

このことから、総合評定については、ウェイトを用いて算定した結果、B 評定としたところでございます。

また、法人全体の評価としては、農業者年金の重要な項目である年金資産の安全かつ効率的な運用及び農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実について目標を上回る成果が認められ、他の項目においても特に業務運営上の重大な課題は認められないということから、全体として順調な組織運営が行われていると、全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項についても、特に全体の評価に影響を与える事象はなかったというふうに評価したいと考えております。

一方で、項目別評定における主要な課題、改善事項としては、被保険者資格の適用及び収納関係業務で事務処理状況調査対象期間以外の期間に事務処理の

遅延が発覚しているということから、その原因究明及び再発防止対策を講じているところですけれども、今後は当該再発防止対策の効果を検証することが望ましいというように指摘したいと考えております。

続きまして、項目別評定についてです。司会も申し上げましたように、a評定としたところなど主な内容だけを御説明させていただきます。

最初に、7ページでございます。大項目の第1、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する事項についてです。

主務大臣による評価欄に記載しましたように、4つの中項目のうち2項目がA評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、A評定としました。

まず、中項目の1、農業者年金事業については、8つの小項目全てがb評価ですので、中項目に対する評定としてはB評定といたしました。特に標準処理期間を定めた申出書の処理状況については、業務受託期間で発生した事務処理遅延について再発防止対策の効果検証をすることが望ましいものの、業務改善計画を提出させるなど再発防止策における取組は十分であるということから、b評定が妥当であると評価したものでございます。

続きまして、18ページでございます。中項目の2、「年金資産の安全かつ効率的な運用」についてです。

この項目については、5つの小項目のうち2項目がa評価、3項目がb評価でしたので、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、A評定といたしました。

個別の小項目についてですが、（1）基本方針に基づく安全かつ効率的な運用については、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を年度計画どおり着実に実施するとともに、地方債及び財投機関債等の債券種別の保有上限額を撤廃し、購入可能な発行体を拡充することについて検討し、資金運用委員会（令和6年12月開催）において了承が得られ実現に至るなど、「安全かつ効率的な管理・運用」という目標に対して、取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があったことから、a評定が妥当であると評価いたしました。

運用政策に対する御指摘もいただいたところではあるんですけども、年度

途中に今後についての改善策も講じたというところで、この点を評価いたしました。

また21ページ、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資についても、年度計画に規定したE S Gも考慮したスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況等についてホームページで公表するなどの取組は十分であり、かつ、持続的なE S G投資に資することになる地方債等の保有上限額を撤廃し、購入可能な発行体を拡充できるようにするとともに、加えて、アセットオーナー・プリンシブルの受入れの旨を表明、これも令和6年12月で、年度途中にこうした取組を行って、こうしたことから目標を上回る成果があったというふうに考えまして、a評定が妥当であると評価いたしました。その他の項目につきましては、b評価といたしました。

続きまして、23ページです。中項目の3、「農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実」についてです。

この項目については、5つの小項目のうち4項目がa評定、1項目がb評定で、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、A評定といたしました。

個別的小項目についてですけれども、(1)若い農業者の加入の拡大については、御指摘もいろいろいただいておりますけれども、令和5年度に実施したアンケート結果による若手の新規加入者の分析・検証を踏まえたこれまでの加入推進の見直し、新たにオンラインセミナーやユーチューブ動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信に取り組んだ結果として、20歳以上39歳以下の若い農業者の新規加入者を5,500人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する1,100人を上回る117%に当たります1,286人の加入実績となりましたので、令和6年度末の進捗率は全体の45%ですけれども、この目標については、a評価とするには通常120%以上の成果が必要でございますけれども、こここの項目につきましては、中期目標で困難度「高」に設定してございます。農林水産省の評価基準では、困難度「高」に設定したものについては考慮することが可能でございますので、この点を考慮いたしまして、ここはa評定でもよいのではないかということで、a評定が妥当ではないかと評価いたしました。

25ページの（2）女性農業者の加入拡大についても同様にアンケート結果による女性新規加入者の分析・検証を踏まえたこれまでの加入推進の見直し等によって、令和9年度末までに女性農業者の新規加入者を3,400人以上確保する目標について、当該目標数の単年度当たりに相当する680人を上回る122%の831人ということで、これについても御評価を頂きましたけれども、120%クリアしているということですので、この点についてはa評定が妥当であると評価いたしました。

この議論の中で、全体の進捗率が45%なので、中期目標の期間中の全体の評価を見てというコメントもありましたけれども、単年度でa評定になることは非常にすばらしいことだと思いますので、また中期目標全体の進捗を見てまいりたいと考えております。

その他、27ページの（3）加入推進活動の実施では、特別対策地域といったものを設けまして、これは若者及び女性の加入目標に対する達成率が過去3年以上全国平均以下など、推進に課題を抱える6府県10市を指定しておりますけれども、ここを対象に意見交換や助言等を実施した結果、この10市の中で6市で若い農業者の加入者の増加が図られたという点を評価しまして、こうした点で目標を上回る成果があったということで、a評定が妥当であると評価いたしました。

関連しますけれども、これも御指摘を頂いたところですが、30ページの（5）ホームページ等による情報の提供についても、加入促進につながるオンラインセミナーを初めて開催ということでございましたので、参加登録427人で、アンケートを取った結果、その回答者の8割以上から満足したという結果が得られた、ここが目標を上回る成果があったのではないかということで、a評定が妥当であると評価いたしました。

以上のように、大項目の1、「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」については、「年金資産の安全かつ効率的な運用及び農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実」という重要度の非常に高い項目についてA評定、大項目の評価もA評定となったところでございます。

その他の項目につきましては、年度計画に対し十分な取組がなされたものとしてb評定といたしましたけれども、個別の項目でa評定をつけているものが

ございますので、若干内容につきまして触れさせていただきます。

35ページでございます。大項目の2、「業務運営の効率化に関する事項」につきましてですけれども、先ほど、年金制度の普及推進の項で触れさせていただきましたように、それから議論の中のコメントでございましたが、初めてオンラインセミナーの導入を行って、これを例えればオンラインセミナーではなくて、実際に人が出張して全国ブロック、例えば6か所で説明会を開いたというふうに仮定した場合と比較するとという考えになりますけれども、こうした場合との比較でまいりますと、会議費用、それから出張旅費の削減につながっている。それから、加入者に対する付利通知の交付方法についても御紹介ありましたけれども、QRコードを使って、本来であれば資料を印刷して配る郵送重量が増えてしまうところを、郵送重量を減らして郵便料を削減する。それから、連絡内容についても、メールへの切り替え等により郵便発送委託費の削減を実現する、こうしたことが目標を上回る成果があったというふうに評価しまして、この点についてはa評定が妥当であると評価いたしました。

また、中項目の2、「手続・業務のデジタル化の推進」につきましては、40ページですけれども、(4)情報システムの整備、工程管理につきまして内容の御説明ありましたけれども、事務所の移転に伴うシステムの移設に当たっては、システム機器やデータの損壊が起きないように、CIO補佐官の確認を受けながら進めて、結果として、通常業務を行いながら適切にシステムを移設して、事故なく再稼働させることができた。このことについては、目標に対して十分な取組が行われたのではないかということで、b評定が妥当であると評価をさせていただきました。

それから、45ページでございますけれども、中項目の4、これも御指摘を頂いたところですけれども、「調達の合理化」についてであります。

競争性のない随意契約件数14件が、掲げる目標件数8件以内をクリアできていないという状況でありますけれども、委員からの御指摘もございましたように、事務所移転に関わる指定業者との随意契約が多く、これを除けば目標をクリアしているということで、ここではb評定が妥当ではないかということで評価をいたしておりますけれども、議論の中にございましたとおり、目標自体の妥当性等につきましては、次期中期目標の設定の議論の中でしっかりと議論し

てまいりたいと考えております。

その他、大項目と中小項目につきましては、いずれも b 評定といたしました。

私からの説明は以上ですけれども、西川委員からの御指摘もございました 5 %の一般管理費については新たな動き等もございますので、補足的に御説明させていただきます。

○南里課長補佐 一般管理費の 5 %削減について補足説明いたします。

5 %の削減については、前回の評価委員会の中でも御説明があったと思いますが、農林水産省単独で中期目標を設定しているものではございません。飽くまでも財務省と協議をした結果、中期目標として削減していこうという方針を定めるものであり、前期の中期計画は 3 %だったんです。それが今回は 5 %ということでかなり大きくなってしまったということなので、私としても、西川委員と同様に、例えば 1 年目が 100 とした場合、5 年目になると 77 %まで削減してしまうので、どこかの段階で資金ショートしてしまうのではないかという懸念は持ってございます。また、今現在、物価の上昇が高くなっているので、こちらについても対応していくなければならないということで、遅くとも来期の中期計画、令和 9 年度末までにこのことについて見直ししていくかなくてはいけないと考えております。

そのような中、先月の 6 月に骨太の方針において、物価の上昇に合わせた点検・見直しをすることが政府全体として打ち出されております。そういったことを受けて、今年 7 月に総務省の業務管理局から、一般管理費について、独立行政法人に関わる適切な予算要求に向けてということで、一律的な一般管理費を削減する目標を指示されている方針もあるけれども、この目標は実態にそぐわないケースも考えられることから、適正な効率化目標の設定や独自財源の確保に努めていただきたいというような方針が出されております。

それを受け、我々として今何ができるのかといったときに、当然ながら、令和 8 年度の予算要求の中でここを確保していくことが手段として考えられるんですけども、ただ、当然ながら、独立行政法人というのは農業者年金だけではないので、他の独立行政法人がどのように対応していくのか情報収集した上で、令和 8 年度予算要求を検討できないかなということをやってみたいと思ってございます。

私からの補足説明は以上でございます。

○佐田係員 この評価結果案について、御質問等ございましたらお願ひいたします。

金井委員、お願ひいたします。

○金井委員 よろしくお願ひします。

先ほどの理事の御説明の中に、生存確認だとか、そういったデータを他の機関から持ってきてマッチングをするという効率化を進めておられるとおっしゃっていたような気がするんですが、それはさっきの合理化計画の予算から外れているものだと思いますし、農林水産省でも必要だと考えておられることでしょうか。

それともう一つ、ほかにもマッチングをかける、他のシステムと農業者年金のデータをマッチングしなければならないような事象もあると思います。例えば国民年金に入っているかどうかといったことは、国民年金の資格記録と農業者年金被保険者の資格記録とのマッチングなどはもうシステム化できているのでしょうか。できていなければ、予算取りなどはどうなっているのでしょうか。この2点についてお聞かせください。

○山村理事 まず、先ほど申し上げました加入者が増減されているかどうかということ。これは現況届というものになります。毎年6月にやっているんですが、実はこれが大変皆さんに御負担をかけておりまして、正直申し上げますと、車も運転できない方がタクシーを予約して現況届を市町村役場まで持っていくという事態が現状それぞれの地域で散見されていまして、例えば農業委員会の会長さんクラスになると、ここだけは何とか直してくれないかというお声をたくさん頂戴しております。

現況届というのは、その方が存命かどうかということなんですけれども、これをどうやったら分かるようになるかということになりますと、いわゆる税理士と照合をする。その際のキーとなるものが、時にマイナンバーであったり、きちんとした住所、氏名であったりということになります。そのデータを、私どもとしては、これまでも一定程度精査をしてきたところであるんですけども、こうしたデータと税理士との照合をきちんとできるような仕組みと、それで不整合になったものに対して、今後いかに整合性を図っていくかというフォ

ローアップも含めて、今年からシステム改修をやっていくということが 1 つ目になります。

国民年金との照合ということで申し上げますと、これはシステム化はされていないんですが、実は定期的に私ども年金基金から D V D でデータを国民年金の方に照合していただくというような仕組みで対応させていただいておりまして、それはなぜかというと、個人情報なものですから、取扱いも厳重ですし、国民年金の方に出向く職員も全員がタクシーに乗って今やっているということです。何か事故があつては困るということで、電車とか徒歩ということではなくて、タクシーに乗ってそこまで D V D を届けたり、あるいは引き上げたりというような仕組みで、極めてシステムではない手作り感の形で照合は進めているのが事実であります。ただ、システム化するとそれは瞬時にできるという仕組みが発生するんですが、定期的にという意味合いでいいますと、最新ではないという事実は存在しますけれども、照合作業は順次進めているという経過になります。

○金井委員 ほかの年金基金さんも同じようなことをやっているんですか。

○山村理事 やっておられる可能性は大いにあり得るかと思いますけど。

○金井委員 省力化から大分外れている。

○山村理事 いわゆるシステム化の前提となるのは、圧倒的に個人情報の保護でございまして、それがシステム化の前提なんですが、それ以前になると極めて直接的なロジックな形でデータを自らが持つていって引き上げてくるというルールで今やっているという感じになっております。

○金井委員 そうなんですか。

○南里課長補佐 税制・年金グループ長の南里でございます。補足説明となります、先ほど山村理事の方から御説明があった現況届については当然ながら、ほかの年金はもうやっているんです。

そのような中、農業者年金基金が令和 7 年度から取り組んでいるかと申しますと、システム予算が確保できなかったというような実態がございます。それについては令和 7 年度でシステム改修予算が確保できたので、これについてはキャッチアップする形でやっているところでございます。

またマッチングについては、段階的にやつていこうかということで、令和 8

年度はJ－LIS、こちらは特定個人情報が集まっているデータベースを扱っているところだというふうに考えていただきたいんですけども、そこに対して直接アクセスして個人情報を取得し、農業者年金基金の職員の作業の効率化が図られるようなシステムの予算要求というのを、正に今省内で調整しているところでございます。

○金井委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点だけ、感想なんですけれども、ユーチューブやホームページでの紹介が随分充実しまして、とても詳しい内容で分かりやすいものができていると思うんですけども、もう少しアクセス数があってもいいんじゃないかなと思うようなサイトもありまして、それを探しているうちに、農林水産省さんのサイトをいっぱい見たんですけども、楽しいものがいっぱいあって、B U Z Z M A F F 、あれすごく楽しいし、いい意味ですごくまじめで十分な情報が入っているんですが、少し遊び心もあってもいいんじゃないかなという気がしました。

あと、これも農水なんですけれども、仕事猫、すごくはやっているので、こういうキャラクターなんかもいいかなと思いました。これは全く感想ですので。

以上です。

○佐田係員 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

大野委員、お願ひします。

○大野委員 私も経費削減について伺えればと思います。先ほどインフレの影響を加味していかなければいけないというお話がございましたけれども、効率化除外経費の中に消費者物価指数の反映額が入っております。ただ、消費者物価指数を上回る伸び率で上昇していくものというのも世の中にはあるかと思いますので、その手当てが今後は問題になってくるものと思います。

例えばオンライン会議を増やしていくことですが、Zoomの利用料ですとか、値上がりのスピードが速いものもあります。効率化除外経費の中に入ってしまうと、5%削減の対象に入ってしまうと、その分をほかの費目の大幅削減で調整する必要が生じてしまいます。

オンラインで経費削減というお話がありましたけれども、オンラインはオン

ラインでまた経費が、消費者物価指数の伸び率以上のペースで伸びているものもあるかと思いますので、その辺についてのご対応もお聞かせいただければと思います。

○永井理事 オンラインの関係については、今実際には一般競争という形でやって、その中で業者間で競争していただいて価格が決まっていくというような形になっているということでございます。

一般管理費の効率化対象経費というのは、総額は決まっているところではありますけれども、その中では業務の必要性に応じて資金というようなものを配分するということはできるという形にはなっていますので、今の段階では、そういう中で工夫をしながら取り組んでいるというようなところが通常ではあります。

今後につきましては、いろいろと主務省とも相談しながら必要な経費というのを確保していくということが必要なのかなと思っているところでございます。

○南里課長補佐 予算の立て付けについてはいろいろと工夫して調整していくかなくてはいけないと思いますが、効率化除外経費の中に特殊業務による増減経費の中で、今認められているのはパソコン、サーバー等の公開に関わる経費等となります。例えばオンライン経費についても計上できるような工夫があると思います。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

西川委員、お願いします。

○西川委員 感想になってしまふんですけども、現在、中期計画の目標として20歳以上39歳以下の若い新規加入者を5年間で5,500人、1年間で1,100人という目標があると思います。農業者年金さんの目標は、1つは老後の生活を安定化させるということだと思うんですけども、もう一つは、若い人を農業に誘致するといったことも最近は課されていると思います。そうしたときに、年間1,100人という目標は、もしかしたらもうちょっと多い方がいいかもしれないと思っていまして。

と申しますのも、直近の雇用就農者を除く新規就農者で、39歳以下の人の数を調べてみると、大体5,000人になっています。新規就農者が年間5,000人入っ

てくる中で1,100人という目標というのは、なかなか評価が難しいなと思っているところであります。ですので、1,100人の目標に対して、今回1,200人、1,300人ということでa評価というのは非常にすばらしいと思うんですけれども、目標を次期の中期計画で立てていくときには、それをどれぐらい設定していくかというのは多分今後議論の余地があるかなとは思ったところです。これは飽くまで感想といいますか意見ですので、申し上げさせていただければと思います。

以上です。

○山村理事 ありがとうございます。

御案内のとおり、農業者年金の加入要件ということでいうと、国民年金の第1号被保険者ということになりますので、先生が今おっしゃった5,000人の新規就農者がみんな個別の独立農家になるかどうかというところもあるかと思います。言わんとしていることは、農業法人に就職して就農される場合、どうしてもこれは雇用される側ですので、厚生年金に入られるという方もおられるかと思いますし、一定程度技術を身に付けた後に独立したいという方も確かにおられるのも事実かと思いますので、こうした今の現状の状況、絶対数として担い手が減っている中で、我々としてどういう目標を設定していくかということについては、こうした現状の状況を見ながら対応していきたいと思っております

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

中尾委員、お願いします。

○中尾委員 一言だけよろしいですか。

主務大臣による評価については、特にこれで意見はありません。この評価で妥当かなと思います。ただ、評価自体が、目標に対する評価ですので、目標をかなり具体的に書くことができ、それをそのまま達成したら、実はすばらしいことを達成していたとしても、評価としてはそれほど高くならないと思いました。

あらかじめすごく細かく想定できていたこと自体は大変良いと思うんです。例えば、移転は、何の事故もなく移転できたのは大変すばらしいことだと思いました。ただ、それが、事前にかなりリスクを想定できたことによって、結果

としては b 評価になる。評価というのは非常に難しいと、初めて関わらせていただいて感じたところです。

以上です。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

それでは、議事次第の最後のその他というところになりますけれども、全体を通してまた新たに何か御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

中尾委員、お願いいいたします。

○中尾委員 興味本位で聞くところがあるんですけれども、オンラインセミナーをやられていたりして、それ 자체を録画して公開するというようなことはされていないのでしょうか。

○山村理事 アーカイブとして。当然生でやっているものですから、雑音が入ったり何なりしますので、少し編集した後にアーカイブとして登録させていただいている。

○中尾委員 ありがとうございます。すごく活用できるなと思いましたので。皆さんのホームページを見切れていないので、失礼しました。

○佐田係員 そのほかございますでしょうか。

そのほか特にないようでしたら、本日予定しておりました議事については終了とさせていただきます。

閉会の前に、2点ほど御連絡させていただきます。

本日入館の際に、こちらの黄色いストラップが付いた一時通行証を配付させていただきました。こちらお帰りの際、守衛にお声かけいただき、退場しましたらすぐ出口の手前に回収ボックスがございますので、そちらに投函いただければと思います。

また、本日の議事録につきましては、あらかじめ発言者の皆様に確認いただいた上で、農林水産省のホームページに公開することとさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を閉会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり審議を頂きまして誠にあ

りがとうございました。

それでは、ウェブ会議で参加されている皆様、退室をお願いいたします。
以上でございます。

午後5時29分 閉会